

## 判例紹介(工事損害 Part-1)

今年度の研究テーマに“判例の研究とデータベース化”があります。これまで少しずつ収集してきた事業損失に関連する判例についてご紹介します。今回は当社が関わった事例の中から最も興味深い、工事損害の案件についてご紹介します。(訴訟においては「事業損失」は適当でないので、ここでは「工事損害」と称します。)

### 【工事損害に関する判例-1】

県営住宅建設工事に伴う損害賠償請求事件

判決日：平成18年11月30日 ○○地方裁判所○○支部

原告(甲)：近隣住民1名(木造平屋建)

被告(乙)：○○県

#### (概要)

県営住宅建設に伴う造成工事中に、近隣一帯より被害発生申し出があり、現況(中間)調査を実施した。工事後調査に基づき補償交渉を行ったが、原告のみ和解に至らず、調停(不調)を経て806万4000円(当初1575万円)を賠償請求する訴訟となった。原告と被告が同時に私的鑑定調査を行い、双方の鑑定結果の証言を元に判決が言い渡された案件である。

【原告の主張】長期間の建築工事振動により敷地地盤が沈下し、基礎の亀裂や建具の不具合が発生した。土台からの沈下修正と修復に要する費用は806万円である。

#### (判決内容)

被告側鑑定結果の範囲のみを認定し140万3844円の支払いを命じた。

#### (理由 一判決文抜粋一)

「乙11及び証人(当社)によれば、本件工事と因果関係の認められるものは別紙図面洋間2これに隣接する廊下及び和室3部分の損傷並びに建物全体の老朽外壁モルタルの剥落に限られ、その余の部分には因果関係を認めるに足る証拠がない。これに対し、証人(原告側建築士)は、本件建物の他の部分の損傷について本件工事との因果関係を否定出来ない旨述べるが、概ね抽象的な可能性の示唆にとどまり、具体的な因果関係の解明には至らず、かつ、その因果関係を否定した乙11及び証人(当社)の科学的実証的論拠に対する有効な反論も見当たらない。証拠関係に照らせば、原告主張を容れることはできない。」

#### (鑑定調査の概要)

- 固有周期測定による振動被害判定
- 簡易影響範囲算定システム(CADAP-Jr.)を用いた沈下影響範囲の検討
- 疫学四原則を用いた因果関係判定

#### (その他の裁判所の判断の要点)

- 損害発生防止措置を講ずる場合の時間的費用的制約は原告被害の甘受を強いる理由にはならない。
- 被告は、遅延金の原因が原告の過大な請求、訴訟進行の遅延などにあると主張するが、個人による活動には限界があり、支払を免すべき理由はない。
- 被告は他の補償対象者との公平を理由に被告の補償算定方法を主張するが、裁判所がそれによるべき必然性が証明されていないので、その計算方法を採用する事は相当でない。

【まとめ】判例の公表は裁判所の判断なので工事損害に関するものは非常に少ないです。また、通常、損害賠償請求事案では“和解”となることが多く、このように判決が明らかな判例は貴重です。

事案の多くは、原告は被害状況を訴えるのみで、原告側の建築士は経験則に基づき可能性を述べる程度です。一方、他の判例も同様に、裁判所は実現象についての科学的な論拠を求めているため、多くの場合、原告に厳しい判決が目立ちます。どちらの立場であるにせよ、この点を十分に理解することが重要です。